

「人と地域が輝く未来共創交付金」事業活用団体の紹介



大鷹沢まちづくり振興協議会 「大鷹沢お宝えんにち」

事業をはじめたきっかけ

視察先の若者たちが主体的に活動する姿に刺激を受け、「自分たちも何かできるのでは」と考え始めました。11月の文化祭で子どもたちも参加できるようなことがしたいと考え「えんにち」の開催を決めました。地域のほかの団体の事例を参考に、自分たちの地域に合ったアイデアを練り行動に移しました。



▲親子で楽しく遊ぶ様子

世代を超えた交流の場に

今年の文化祭は「えんにち」を同時開催し、多くの子どもたちが参加してくれました。初めての試みだったため、試行錯誤が続きましたが、限られたスペースでの配置や参加人数の事前把握、みんなが楽しめるイベントになるよう何度も協議を重ねてきました。参加した子どもや大人からは「楽しかった!」「楽しむ子どもたちの声に元気をもらった」という声が聞かれ、世代を超えた地域のつながりを感じる場となりました。



▲えんにちで楽しむ子どもたち

今後の展望について

地域が盛り上がることは非常に重要です。「白石の中で大鷹沢はいつも面白いことをしているね」と言ってもらえるようになりたいと考えています。この事業を通じて幅広い世代と協力し「えんにち」を開催できました。地域を活性化させるためにはさまざまな世代との連携が大切であり、今後も世代を超えて大鷹沢地区全体を盛り上げたいと思っています。



▲えんにち開催に向けた会議の様子

～お互いの取り組みから学び合う～ 「令和6年度交付金事業報告会」を開催します

本年度は白石市まちづくり交付金を活用して12事業、人と地域が輝く未来共創交付金を活用して15事業が実施されました。このうち6事業について、各団体より事業報告をしていただきます。

お互いの取り組みから学び合い、交付金活用団体などの今後の地域づくりの取り組みに役立ててもらい、地域の目指す10年後の将来像の実現を目指すことを目的に開催します。

- 日時 5月15日(木)14:00～17:00
- 場所 ホワイトキューブ Aアリーナ ※変更となる場合があります。
- 内容 事業報告、質疑応答、講師講評、ワンポイントアドバイス、意見交換など

～白石市に暮らす一人一人の幸せを願って～

「人と地域が輝く未来共創交付金」の活用について

☎まちづくり推進課 ☎22-1327

本市では「第六次白石市総合計画」を策定し、少子高齢化・人口減少に対応した持続可能な白石市の実現を目指しています。地域づくりについては、地域づくり計画を定め、各地区で策定した「まちづくり宣言」が計画的に実現できるよう、地区計画の策定を推進しています。令和4年度から「まちづくり交付金」に替わる新制度として「人と地域が輝く未来共創交付金」を創設し、地区計画に掲げる活動や事業を支援しています。

■人と地域が輝く未来共創交付金制度の概要

人と地域が輝く未来共創交付金を活用するためには、各まちづくり協議会や自治会連合会白石支部を中心に、「まちづくり宣言」に基づく地区計画を策定する必要があります。

令和7年度は、地区計画を策定した「越河地区」、「斎川地区」、「大鷹沢地区」、「白川地区」、「福岡地区」、「深谷地区」、「小原地区」において活動する団体がこの交付金制度を活用することができます。

対象事業	各地区の「まちづくり宣言」に基づき策定された、地区計画の推進を図るための住民参加型の事業 ●地域づくり事業 ・地域の協働やコミュニケーションが推進される事業 ・福祉活動、環境美化、防災力の強化など、住民の安全・安心な生活に寄与できる事業 ・地域の特色を生かし、その魅力を高める事業 ・地域・社会の課題解決を図るためのコミュニティビジネスなど ●住民主体の地域内交通事業
対象経費	●地域づくり事業 ①事業に直接要する経費 講師などの謝金、会場等設営費、印刷費、会議費（食糧費を除く）など ②交付事務に要する経費 消耗品費、通信運搬費、備品購入費など ●住民主体の地域内交通事業 ①事業に直接要する経費 車両リース・レンタル費、任意の自動車保険費、印刷費、研修費など ②交付事務に要する経費 消耗品費、通信運搬費など
対象団体	まちづくり協議会などのほか、市内に拠点があり、5人以上で組織するコミュニティ活動に貢献が期待できる団体で、代表者を定め、運営や組織に関する規約または会則を定めている団体 ※政治・宗教活動または営利のみを目的としていないこと。
予算上限額	●地域づくり事業 ・基本額70万円＋人口割 前年度10月末の地区の人口1人当たり50円（1,000円未満切り捨て） ●住民主体の地域内交通事業 ・50万円

【申請の流れ】

交付金を活用したい各種団体は、越河・斎川・大鷹沢・白川・福岡・深谷・小原の各まちづくり協議会にお問い合わせの上、交付申請書類等一式をご提出ください。

■地区計画策定を進めています

地区計画とは、まちづくり宣言の計画的な実現に向け、地区ごとに住民主体で話し合いの場を設けていただき、今後5年間の取り組みについて計画を立ててもらうものです。

本市では、各地区が地区計画を策定するために活用できる「地区計画策定支援交付金」制度を創設し、地区計画の策定を支援しています。現在、大平地区で策定を進めています。



▲大平地区計画策定会議